

盛岡市監査委員告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 28 年 10 月 4 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
同 菊 池 秀 一  
同 佐 藤 敬 三  
同 八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は商工観光部及び建設部である。うち，次の部課等を实地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
商工観光部 経済企画課，ものづくり推進課	平成 28 年 8 月 17 日から同年 8 月 29 日まで
観光交流課	平成 28 年 8 月 30 日から同年 8 月 31 日まで
建設部 道路管理課，道路建設課，河川課	平成 28 年 8 月 17 日から同年 8 月 29 日まで

第 2 監査の範囲

平成 27 年度の事務の執行。

第 3 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては，平成 28 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，实地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠

し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

#### 第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

## I 商工観光部

### 経済企画課

#### 【指摘事項】

- 1 繰越処理すべき収入について、翌年度への繰越調定が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

### ものづくり推進課

#### 【指摘事項】

- 1 指定管理に係る公の施設の使用の不許可に当たり、あらかじめ市長の承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 補助金交付決定の取消しに当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 委員の委嘱に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 【注意事項】

- 1 補助金交付契約の締結に当たり、契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 観光交流課

#### 【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、業務に関する報告が期限内に行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 物品の購入に当たり、不備のある見積書を受理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 補助金交付契約の締結に当たり、契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

## II 建設部

### 道路管理課

#### 【指摘事項】

- 1 占用料の徴収に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (1) 減免率の適用を誤っているもの
  - (2) 月割計算を誤っているもの
  - (3) 過徴収になっているもの

2 占用料の減免に当たり、決裁権者の決裁を得ず、かつ、減免申請書の提出を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

3 施設修繕の契約に当たり、分割発注により非効率な事務を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

**【注意事項】**

1 公用車の使用に当たり、独自の様式の記録簿を使用し、かつ、運行管理者の承認を得ずに運行している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

**河川課**

**【注意事項】**

1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。